

石原地区埋立地しゅんせつ土砂受入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市港管理組合（以下「管理組合」という。）が管理する石原地区埋立地（以下「埋立地」という。）に、管理組合以外の者が行うしゅんせつ工事により発生する土砂の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(しゅんせつ土砂)

第2条 埋立地に受け入れる土砂は、次の各号に定めるいずれかの区域内で行うしゅんせつ工事により発生する土砂（以下「しゅんせつ土砂」という。）とし、次条に規定する受入基準を満たさなければならない。

- (1) 四日市港港湾区域（昭和46年3月19日公告）。
- (2) 漁港法の規定により指定された磯津漁港及び楠漁港の区域。
- (3) 朝明川朝明大橋及び三滝川大正橋各下流の河川内。

(受入基準及び検定試験の実施等)

第3条 しゅんせつ土砂は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に定める基準に適合しなければならない。

- 2 前項の基準に適合するかどうかの検定試験の方法及び試料土砂の採取方法等については、別に定めるものとする。

(申し込み等)

第4条 しゅんせつ土砂を搬入しようとする者は、しゅんせつ工事毎に、第5条に規定する着工届を届け出ようとする日から起算して30日前までに、しゅんせつ土砂搬入申込書（第1号様式）に別に定める必要な書類を添えて、四日市港管理組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項のしゅんせつ土砂搬入申込書を受理したときは、遅滞なくこれを審査し、承諾又は不承諾に関するしゅんせつ土砂搬入承諾（不承諾）決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 管理者は、前項の承諾をする場合は、必要な条件を付することができるものとする。

(着工届)

第5条 前条の承諾を受けたしゅんせつ土砂を搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）は、当該しゅんせつ工事に着手しようとするときは、速やかに着工届（第3号様式）を管理者に届け出なければならない。

(承諾事項の変更)

第6条 搬入者は、当該承諾事項に変更が生じることが判明した時は、直ちにしゅんせつ土砂搬入変更申込書（第4号様式）に別に定める必要な書類を添えて、管理者に申し込み、その承諾を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項のしゅんせつ土砂搬入変更申込書を受理したときは、遅滞なくこれを審査し、承諾又は不承諾に関するしゅんせつ土砂搬入変更承諾（不承諾）決定通知書（第5号様式）を交付するものとする。
- 3 管理者は、前項の承諾をする場合は、必要な条件を付することができるものとする。

(受入量の決定及び完了届)

第7条 搬入者は、しゅんせつ土砂の搬入が終了した時は、直ちにしゅんせつ土砂搬入土量確認報告書（第6号様式）に別に定める必要な書類を添えて、管理者に提出し、搬入土量の承諾を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の土量確認報告書を審査し、承諾したときは、しゅんせつ土砂搬入土量承諾書（第7号様式）を交付するものとする。
- 3 搬入者は、前項のしゅんせつ土砂搬入土量承諾書を交付された時は、速やかに完了届（第8号様式）を管理者に届け出なければならない。

(受入料金)

第8条 搬入者は、前条第2項のしゅんせつ土砂搬入土量承諾書の交付後、管理組合が発行する納入通知書により、指定する期間内に受入料金を納入しなければならない。

- 2 受入料金の額は、別表に定める額とする。
- 3 管理者は、特に必要があると認める場合は、受入料金を減免することができる。
- 4 管理者は、受入料金について、特に必要があると認めるときは、改定できるものとする。

(履行遅延に係る違約金)

第9条 搬入者が、受入料金を納入期日までに納入しないときは、四日市港管理組合収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例（昭和52年四日市港管理組合条例第11号）の定めるところにより、延滞金を納入しなければならない。

（搬入時）

第10条 搬入者は、しゅんせつ土砂搬入時にしゅんせつ土砂の敷均し、排砂管管理、埋立地周辺海域の水質管理等、埋立地を管理し、問題が生じたときは管理者へ速やかに報告すること。また、汚濁防止膜等の埋立施設に影響が出ないよう施工し、搬入前、搬入後に現地確認をおこなうこと。

2 搬入者は、埋立地において他事業と近接する場合、他事業者と調整し円滑に事業推進出来るよう努めなければならない。

（承諾の取消し）

第11条 管理者は、搬入者が、次の各号のいずれかに該当するものとして、承諾の相手方として不相当であると認められた場合は、その承諾を取消し、現状回復等の措置を命じることができる。なお、現状回復等にかかる費用は搬入者の負担とする。

（1）第4条に規定する承諾の内容及び条件等に違反したとき。

（2）「四日市港管理組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、搬入者及び搬入者と契約を交わしている者が同要綱別表1に掲げる一に該当する者と確認されたとき。

2 前項に定める場合の他、管理者が搬入の承諾を取消すことが必要と認めた場合も同項と同様とする。

（損害賠償）

第12条 搬入者は、しゅんせつ土砂の搬入に関し、管理組合に損害を生じさせた場合には、原状回復等必要な措置をとるとともに、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第13条 しゅんせつ土砂の搬入にあたっては、日本国の法令を遵守すること。

2 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて管理者と搬入者とが協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	料 金
1 m ³ あたりの受入料金	5, 5 0 0 円（税込）